

公 示

今般 当健保組合規約の一部を、下記のとおり変更しましたので公示します。

令和 6 年 3 月 1 9 日

川崎重工業健康保険組合
理事長 北林 孝顕

記

1. 専務理事規定

第 31 条（理事会の決定事項）（1）中、常務理事の前に「専務理事、」を加える。

第 35 条見出し中、常務理事の前に「専務理事、」を加え、同条文を「この組合に 2 名以内の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名し、そのうち 1 名を専務理事とすることができる。」に改める。
また、同条第 2 項を「専務理事及び常務理事は、理事長を補佐するとともに、専務理事は業務を統括し、常務理事は業務を掌理する。」に改める。

第 38 条（理事長の事務委任）中、常務理事の前に「専務理事、または」を加える。

第 40 条見出し中、常務理事の前に「専務理事、」を、同条文中、常務理事の前に「専務理事及び」をそれぞれ加える。
また、同条第 2 項中、常務理事の前に「専務理事、」を加える。

新 旧 条 文 対 照 表

（変更箇所：太字）

新	旧
（理事会の決定事項） 第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 （1） 専務理事 、常務理事の選任及び解任の同意 （2）～（5）（略）	（理事会の決定事項） 第 31 条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。 （1）常務理事の選任及び解任の同意 （2）～（5）（略）
（ 専務理事 、常務理事及びその職務） 第 35 条 この組合に 2 名以内 の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名 し、そのうち 1 名を専務理事とすることができる。 2 専務理事及び 常務理事は、理事長を補佐 するとともに、専務理事は業務を統括し、常務理事は業務を掌理する。	（常務理事及びその職務） 第 35 条 この組合に 1 名の常務理事をおき、理事会の同意を得て理事長が理事のうちからこれを指名する。 2 常務理事は、理事長を補佐し、常務を処理する。
（理事長の事務委任） 第 38 条 理事長は、第 34 条に規定する事務の一部を 専務理事、または 常務理事に委任することができる。	（理事長の事務委任） 第 38 条 理事長は、第 34 条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。
（理事、理事長、 専務理事 、常務理事及び監事の就任） 第 40 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、 専務理事及び 常務理事は理事長が指名した日から就任する。 2 理事、理事長、 専務理事 、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。	（理事、理事長、常務理事及び監事の就任） 第 40 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。 2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

以上